



平成30年（ネ受）第388号 上告受理申立て事件

申立人 さいたま市

相手方 [Redacted]

上告受理申立理由書

平成30年8月21日

最高裁判所 御中

上告受理申立人代理人弁護士 馬 橋 隆



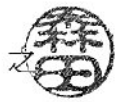
上告受理申立人指定代理人 幸 田



同 大 嶋 真



同 森 田 隆



同 黒 須 雄



同 大 成 真理子



第1. 最高裁判所平成17年7月14日第一小法廷判決（民集59巻6号1569頁）違反について

- 1. 本件において、第一審判決は三橋公民館が本件合意に基づき、本件句会が提出した秀句を3年8か月間にわたり継続して本件たよりに掲載してきたのであるから、原告が秀句として選出された本件俳句も掲載されると期待するのは当然である。

上記期待は著作者の思想の自由，表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることに鑑みると法的保護に値する人格的利益であると解す

るのが相当であり、公務員である三橋公民館及び桜木公民館の職員らが著作者である原告の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いをした場合、同取扱いは国家賠償法上違法となると解するのが相当である（最高裁判所平成17年7月14日第一小法廷判決、民集59巻6号1569頁参照）。としている（第一審判決40頁（3））。

2. また、控訴審である原判決も、前記最高裁判決（以下、「図書館判決」という。）を参照しつつ、第一審原告の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、第一審原告の思想・信条を理由にこれまで他の住民が著作した秀句の取扱いと異なる不公正な取扱いをしたものであり、これによって第一審原告の上記人格的利益を違法に侵害したとしている（原判決8頁6（1））。
3. ところで、前記図書館判決は、図書館についての事例であり、また、侵害されたのは、その図書館にすでに備付け閲覧に供されていた図書著作権者の権利である。
4. しかしながら、本件三橋公民館だより（以下、「本件たより」という。）は、第一審、原判決も認めたように学習成果の発表の場として提供されたものではない。

この点について原判決は、理由を改めたように、「特定の媒体による表現行為の制限が表現者の表現の自由を侵害するというためには、表現者が、当該発表手段の利用権を有することが必要と解されるどころ、本件においては、前記2で説示したとおり、第一審原告が、本件俳句を本件たよりに掲載することを求めることのできる掲載請求権を有するとはいえない」（原判決7頁（1））としている。そして、その前提として、原判決も第一審判決の「本件句会が俳句を提供し、本件たよりの事実上の編集権限を有する三橋公民館の主幹が、本件たよりの紙面を彩るために有効であるとして掲載することを決めた場合、俳句を掲載するというものにすぎなかった」（第一審判決33頁ウ）と認定している。

本件において、三橋公民館は本件たよりを第一審原告に学習成果の発表の場として与えたものではなく、図書館判決が前提とした「住民に対して

思想、意見、その他の種々の情報を含む図書館資料を提供して、その教養を高めること等を目的とする公的な場」である公立図書館と本件たよりとは、その性格は全く異なるものである。また、本件たよりは、本件俳句の作者の思想、意見等を公衆に伝達する場でもない。

5. さらに、原判決では、図書館判決の「著作者の思想の自由、表現の自由が憲法によって保障された基本的人権である」として、これを本件俳句の作者についても適用している。

しかしながら、図書館事件については、司書がその著者に対する独断的な評価や個人的な好みによって、その著書の廃棄を行ったものであるが、第一審被告職員らは、第一審原告が作成した句を、本件たよりに掲載するか否かの判断を、本件たよりの性格を考慮して行っただけであって、発行までの時間も短く、当時、第一審原告が、本件俳句を情景描写として表現したのか、それとも作者自身の思想や信条を表現したものなのかについて、知る時間的な余裕もなかったことから、同職員らにおいて第一審原告のその思想信条について、知る機会もなく、これを制限したり、侵害するものではなかった。

6. このように、図書館判決と本件とは、事実関係が全く異なるものであって、まして、本件たよりにつき、第一審原告には掲載請求権がない以上、表現の自由の侵害はないとしながら（原判決7頁4（1））、安易に前記図書館判決に該てはめた原判決は、憲法19条、21条の解釈を誤ったものであるとともに、図書館判決の判旨に反するものである。

第2. 最高裁判所平成20年6月12日判決（民集62巻6号1656号）違反について

1. 最高裁平成20年6月12日判決（以下「最高裁平成20年判決」という。）は、「放送事業者が番組を制作し、これを放送する場合には、放送事業者は、自ら、あるいは、制作に協力を依頼した関係業者（以下「制作業者」という。）と共に、取材によって放送に使用される可能性のある素材を広く収集した上で、自らの判断により素材を取捨選択し、意見、論評等を

付加するなどの編集作業を経て、番組としてこれを外部に公表することになるものと考えられるが、上記のとおり、放送事業者がどのように番組の編集をするかは、放送事業者の自律的判断に委ねられており、番組の編集段階における検討により最終的な放送の内容が当初企画されたものとは異なるものになったり、企画された番組自体放送に至らない可能性があることも当然のことと認識されているものと考えられることからすれば、放送事業者又は制作業者から素材収集のための取材を受けた取材対象者が、取材担当者の言動等によって、当該取材で得られた素材が一定の内容、方法により放送に使用されるものと期待し、あるいは信頼したとしても、その期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならないというべきである。」としている。

2. 原判決は教育長の編集権限を侵害すること

教育長は、いうまでもなく、放送事業者ではない。

しかし、本件たよりは、教育長が、社会教育法5条16号に規定する社会教育に関する情報の提供として、編集、発行するものであり（第一審被告第一審準備書面(1)2頁）、このような法律上の権限の行使については、教育長の自律的判断に委ねられている。

したがって、作品の掲載について基準を定めた法令や訓令、通達、又は、教育長と作品の提出者との間に合意がある場合以外は、たとえ作品の提出者が教育長の編集発行する媒体に掲載されることについて期待を抱いたとしても、作品の提出者が、編集担当職員の言動等によって、提出で得られた素材が一定の内容、方法により媒体に掲載されるものと期待し、あるいは信頼したとしても、その期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならないというべきである。

そして、例外として、編集者の提案に応ずることにより必然的に提出者に格段の負担が生ずる場合において、編集者が、そのことを認識した上で、提出者に対し、提出で得られた素材について、必ず一定の内容、方法により媒体に掲載される旨説明し、その説明が客観的に見ても提出者に提出に応ずるという意思決定をさせる原因となるようなものであったときは、提

出者が提出で得られた素材が上記一定の内容、方法で媒体に掲載されるものと期待し、信頼したことが法律上保護される利益となり得るものというべきである。

本件において、第一審原告は本件句会の活動の一環として趣味で本件俳句を作成、提出しているのであって、本件たよりの編集担当職員に依頼されたから、本件俳句を作成したのではない。したがって、本件たよりの編集者の提案に応ずることにより必然的に提出者に各段の負担が生ずるとはいえない

また、編集担当職員である平塚主幹は、必ず一定の内容、方法により本件たよりに掲載される旨説明したものではない。前述のとおり、本件句会の会員は、三橋公民館の主幹が、本件句会から提出された俳句が、本件たよりの紙面を彩るのにふさわしいかどうかを検討して、掲載するかどうかを決めることを了承していたものである（第一審判決32頁）。

3. そして、同判決は前記のように不法行為責任が成立する可能性についても言及しているが、前述したような本件たよりの性格、第一審原告の掲載請求権の不存在を考えれば、第一審原告にそのような期待の生じる余地はない。
4. 以上のように、原判決は最高裁平成20年判決に反するものである。

第3. 法令の解釈についての誤り

1. 原判決が、前記第1の最高裁判所平成17年7月14日判決に反する点、第2の最高裁判所平成20年6月12日判決に反する点については、いずれも国家賠償法1条1項の解釈を誤ったことにもなる。
2. 原判決は、争点(6)(本件俳句を不掲載としたことが、第一審原告の表現の自由を侵害し、国家賠償法違法であるか)についても、第一審の判決理由につき、「第一審原告は、三橋公民館が主としてサークル等の案内等の情報提供を目的として発行する本件たよりという特定の媒体による表現行為を制限されたにすぎず、かたばみ等の同人誌やインターネット等の様々な媒体による表現行為そのものが制限されたわけではない上(認定事実

(6)), 特定の媒体による表現行為の制限が表現者の表現の自由を侵害するというためには、表現者が、当該表現手段の利用権を有することが必要と解されるところ、本件においては、前記2で説示したとおり、第一審原告が、本件俳句を本件たよりに掲載することを求めることができる掲載請求権を有するとはいえない。」としている(同原判決7頁4(1))。

3. ところが、原判決の争点(8)においては、学習成果を発表した住民の思想の自由、表現の自由が憲法上保障された基本的人権であり、最大限尊重されるべきものであることからすると当該住民の人権的利益を侵害するものとしている。

4. まず、争点(6)において、本件たよりは、本件俳句の「表現の場」すなわち発表の場でないことは原判決においても第一審の認定の通りとしている(原判決7頁第3の4, 第一審判決39頁第3の5の(3))にもかかわらず、原判決は争点(8)においては前記のように、本件たよりが「学習成果を発表する場」であることを前提に判断している。

しかしながら、本件たよりの性格は、第一審原告に掲載請求権のないことから、本件たよりが住民へ主として公民館の事業等の情報提供をするものであって、俳句はその紙面を彩るものであって、発表の場でないことは明らかである。

5. さらに、原判決は、第一審原告の本件俳句を本件たよりに掲載する権利の存在を否定しながら(争点(1)), 争点(8)においては、本件俳句の作者である第一審原告の人格的利益を侵害するものとしている。法的に保護される人格的利益と言えるには、その前提となる権利が必要であり、掲載請求権のない第一審原告には、その利益はないはずである。

原判決は以上の点について、国家賠償法1条1項の解釈を誤ったものである。

6. 表現の自由の制約について

(1) 次に、原判決争点(6)においては、表現の自由の侵害を否定しているものの、争点(8)においては、表現の自由の侵害を認めている。表現に自由については、そもそも掲載請求権がない以上、それにつき表現の自

由による権利が生ずるものではない。次に、表現の自由にその制約も許される場合がある。それは、その媒体との関係やその性質によって判断されるべきものである。本件たよりは、作品発表の場ではなく、主として公民館の事業を住民に知らせるものであって、俳句の掲載もそれに彩りを添えるためであり、また、その編集権も事実上公民館職員が有していた（いずれも第一審、原審の判断）のであれば、掲載するかしないかについて職員の判断については、無制限とは言えないものの、極めてその裁量の範囲は広いものといわなければならない。

(2) そして、第一審被告は本件俳句の示す「9条守れ」と「女性デモ」の言葉が当時の社会情勢からして、対立する世論の一方を示すものであること等の事情からして、本件たよりの目的や俳句を載せている趣旨を考え、公正性や中立性の視点からして、これを掲載しなかったのもであって、これにより第一審原告の表現の自由を侵害したことにはならない。

(3) この点においても、原判決は憲法19条、憲法21条及び国家賠償法1条1項の解釈を誤ったものである。

7. 第一審原告の期待など

前記平成20年6月12日判決は、取材側が必ず番組で取上げる旨説明し、これが取材対象者の意思決定の原因であったような場合は、その信頼や期待は法律上保護される可能性を指摘している。しかしながら、前述したような本件たよりの性格、第一審原告の掲載請求権が存在しない以上、第一審原告にそのような信頼や期待の生じる余地はない。この点において、第一審原告に人格的利益を認めた原判決は国家賠償法1条1項の適用を誤ったものである。

8. 本件の持つ意味

原判決には、以上述べたように法令の解釈に誤りがあるととともに、本件は、その法令の解釈について重要な事項を含むと認められる事件である。これまで公民館だよりの発行やその掲載をめぐる争いとなった例は少なくとも判例上はない。ただ、今後も本件と類似する公の発行物をめぐる掲載の適否の問題は生じる可能性がある（民事訴訟法318条後段）。